

運航基準

株式会社神戸クルーザー

2023年10月1日制定

目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、神戸港起点の大阪湾周遊航路（コンチェト）及び神戸港・大阪港起点の明石海峡周遊航路・大阪湾周遊航路（ルミナス神戸2）の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第1章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

船 名	気象・海象	風 速	波 高	視 程
	港名			
コンチェルト	神戸港	18m/s	1.0m以上	1000m以下
ルミナス神戸2	神戸港・大阪港			

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程500mまで発航できるものとする。